

「人権を確かめあう日」リレーメッセージについて

市では、2004年8月11日から、毎月11日を「人権を確かめあう日」と定めています。

そして、このことを多くの人に知っていただき、人権への思いを深めていただくため、毎月11日に、庁内放送を利用して、リレー形式で各部局から人権に関するメッセージを朗読していただいています。今月のメッセージはこちらです。どうぞご覧下さい。

「人権を確かめあう日」リレーメッセージ No.224

2023.5.11 福祉子ども部



市民のみなさん、職員のみなさん、こんにちは。毎月11日は「人権を確かめあう日」です。今月は、福祉子ども部から224回目のメッセージをお送りします。

名張市のかげがえのない宝である子どもたちが、健やかに生まれ、将来に夢と希望をもって力強く生きることができるようという思いを込めて、2006年に議員提案で県内初の「名張市子ども条例」が制定されました。

名張市子ども条例は、子どもが生まれながらに持つ「生きる権利」「育まれる権利」「守られる権利」「参加する権利」を定めており、大人は子どもが持つ権利が守られるよう、最大限に配慮する義務があります。

名張市では、子どもたちの権利を保障するために、名張市子ども条例に基づき、さまざまな取り組みをしています。今回は、その一部をご紹介します。

まずはじめに、子ども相談室は「守られる権利」を保障するもので、子どもたちの困ったこと、つらいこと、話を聞いてほしいことなど、なんでも安心して相談できる場所です。

次に、子どもたちが「こんな名張市になればいいな」「こんなものが名張市にあればいいな」と話し合い、子どもから市へ提言を行う、ぱりっ子会議は「参加する権利」を保障するためのものです。ぱりっ子会議の子どもたちからの提案で、名張市をPRするマスコットキャラクター「なばりん」が生まれ、名張市公認キャラクターとして市内24か所の案内看板や竹あかりの紹介動画などさまざまなシーンで活躍しています。

子どもたちを、ひとりの「人間」として尊重し、大切にすること。これからの未来を担っていく存在である子どもたちが、安全に過ごせる場所、笑顔でいられる場所、安心して自分の意見が言える、気持ちをだせる、そんな名張になるように、子どもたちの声に耳と心を傾け、子どもの笑顔がかがやくまちを、ワンチーム名張でつくっていきましょう！

これで、福祉子ども部からのメッセージを終わります。

